ご存じですか?

機械設備を導入する場合、法人税・所得税及び固定資産税の優遇制度があります。積極的に活用しましょう!!

現在、畜産農家には畜産クラスター事業等で大変多くの機械設備が 導入され畜産経営の近代化が進められていますが、中小企業等経営強 化法に基づき、税制の特例が受けられます。

【優遇措置の内容】

法人税・所得税・・・経営力向上計画の認定を受けた事業者であって、認定 計画に基づき取得した一定の設備について、

- ①取得価額の100%の即時償却 又は
- ②取得価額の10%※の税額控除 を選択することが可能 ※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%
- (注) 固定資産税も一定の条件下で、5年間1/3に軽減、又は3年間1/2に軽減となります。

【法人税・所得税の減税メリット例】

前提:3,000万円の機械設備を導入した場合耐用年数10年、資本金2,000万円、

- ① 取得価額3,00万円の即時償却(100%の経費計上が可能)
- ② 10%の税額控除 最大300万円を法人税から控除(法人税額の20%が上限)
 - (注)税額控除額が法人税の20%で控除できなかった場合には、 控除されなかった金額について1年間の繰越しが認められます。
- ※ リースで機械施設を導入している場合は②の税額控除が選択出来ます。 赤字の企業もご利用いただけます。

【対象となる設備(機械装置の場合)】

機械装置の場合は、最低価格が160万円以上で、かつ、そのタイプの機械が販売されてから10年以内のものとなります。

対象となるものの用途・細目		備考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳
			製造設備(集乳設備を含む。)
2	飲料、たばこ又は飼料製	34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
	造業用設備	35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備
3	農業用設備(注)	畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備	

注:農業用設備は、トラクター、コンバイン、ボイラー、自動給餌機、ふん尿散布機など ほぼすべての機械が対象となりますので、詳細は中央畜産会のHPをご覧ください。

【優遇措置(法人税・所得税)を受けるための手続き】

1. 計画の申請

- (1)経営力向上計画は国(地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局)に申請して認定を受けます。
- (2)経営力向上計画の申請は、機械設備取得後60日以内に行う必要があります。 その認定の際に必須要件となっている「生産性向上要件証明書」は、機械設備 メーカー又は代理店が中央畜産会に申請して取得することが出来ます。。
 - 注:生産性向上要件証明書とは、①一定期間内に販売されたモデルかどうか、②旧モデルと 比較して生産性が年平均1%以上向上する設備かどうかを中央畜産会が認証した証明書 です。

【この資料に関するお問合せ先】 公益社団法人中央畜産会 資金・経営対策部 前原

TEL: 03-6206-0833 (直通)

FAX: 03-5289-0890

MAIL: k_maehara@jlia.jp

中央畜産会ホームページ

https://jlia.lin.gr.jp/info/archives2234/